

10.8/第12回「新しい戦前にさせない」連続シンポジウム

「巨大国家」化—地方自治法改悪の真の狙いは

10月8日 衆議院第二議員会館 1階 多目的会議室



24年6月19日、重大事態時に自治体に対する国の指示権を拡大する改正地方自治法が、参院本会議で、自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立。多くの野党が国が自治体に指示権を行使できるとは「憲法が保障する地方自治を踏みにじる」などと反対した。

今次シンポの報告者の菅原敏夫さんによれば、これまで国の指示権は、災害対策基本法や感染症法など個別の法律に定めがある場合にのみ認められていたが、個別法の規定がなくても国が必要と判断し、閣議決定すれば指示権発動が可能となる。衆院採決時の法案修正で、国の指示権行使が適切だったかを検証するため、国会への事後報告を義務付ける規定が入った。ただ、国会による事前や事後の承認という、より厳格な手続きは盛り込まれていない。シンポはこういう問題点について、研究者、自治体の首長と議会、そして地域での住民運動、それぞれの立場から発言していただこうと企画した。

衆院解散直前という時期でしたが約100名が参加した。

以下、文責事務局

佐高信・共同テーブル発起人挨拶

福島県矢祭の根本良一町長が亡くなった。彼は住基ネットに最後まで反対した。自治とは国家と対峙する大事な理念だ。今日は専門の皆さんから有意義な話をうかがいたい。





菅原敏夫さん（公益社団法人東京自治研究センター理事）コミュニティ自治の危機

戦後、地方自治法の施行は憲法と同日の1947年5月3日。GHQがポツダム政令で町内会解散を命じていた。次いで1991年自治法改正（機関委任事務制度の廃止、自治事務及び法定受託事務創設など）、98年NPO法、99年地方分権一括法。そして今回2024年大改正と、自治法は戦後変遷した。

並行して「町内会と市民自治」の関係としては、今回改正で、「指定地域共同活動団体」の項が加わった、これは「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるものを、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること」とされている。

だが、新設といっても、実は1991年自治法改正に遡る。当時の自治省の執念を感じる。それくらいコミュニティの自治をめぐる論点は大切だ。二つの要素からなり、一つは地縁で結ばれた地縁コミュニティ、もう一つはテーマで結ばれ、地縁を越える人のつながりのテーマコミュニティ（NPO、コミュニティオーガナイズングなど）。この二つの協働がコミュニティの自治を実現する。

民主的で先進的な町内会活動は存在する。しかし、総務省は、戦前の任命制の町内会と同じ官が指定する地域共同活動団体を制度化。コミュニティ自治なんて全然考えていない。コミュニティの自治は危機に瀕している。



阿部裕行さん（東京多摩市市長）国と自治体は対等

これからの地方自治の課題は、①地球沸騰化への対応と市民の命を守る、②多文化共生、差別のない人権保障、③加速化する人口減少と担い手不足の取り組みだが、石破首相の所信表明には触れられていない。コロナ渦では、「自前の保健所を持たない市長の叫び」（保健所設置と都道府県、政令市、中核市、東京23区など）を発信、朝日新聞社の言論サイト「論座」などへも寄稿する一方、都、国へも強く働きかけた。その内容

- ・ 9月からスタートした東京都の市町村向け感染者情報の提供
- ・ 26もの保健所設置主体が存在する東京都
- ・ 保健所設置市ではない自治体への情報開示を求めた「多摩一揆」
- ・ 季節性インフルエンザの致死率と変わらないのか？
- ・ 多摩市独自のPCR検査への道のり
- ・ 保健所設置市でない自治体がPCR検査の拡充で直面する課題
- ・ 感染症対策への国と地方公共団体の責務などだ。

市民へ向けた積極的なメッセージ発信、情報公開の徹底も必要だ。今回の自治法改正は運用次第では地方分権に逆行し、中央集権化は憲法が定める地方自治の本旨との齟齬が生じる。



大波修二さん（神奈川県大和市議）

厚木基地周辺は横須賀の空母艦載機飛来による騒音に苦しんできた。国を相手に爆音の規制求める裁判闘争を60年間たたかってきた。最初60名の原告団がいまは9千名になった。この闘いで艦載機は岩国に移転させたが、今度は海兵隊の航空機が飛来。年1.5万回にのぼる。またオスプレイの訓練が始まった。反対運動しているが国相手に難しい。さらに厚木基地の地下要塞化工事が始まる。「核攻撃への備え」という。さらに化学兵器の訓練迄始まった。自治法改悪で国が権限をもつことは認められない。



村野雪さん（静岡・大井川の水を守る62万人運動・世話人）

リニア新幹線に係る川勝県知事の対応と影響を受ける大井川流域8市2町（62万人）の地域での取り組みを報告する。知事は、リニア計画そのものには反対しないとして、環境への影響調査、県民への徹底した情報公開を進めた。県は「中央新幹線事業に対するオール静岡の組織」体制を敷き、副知事をトップとする対策本部に、地質構造・水源専門部会、生物多様性専門部会を設置、JR東海に環境保全対策を科学的工学的に説明させるよう対話を進めた。自分たちはそれら県の取り組みで理解を含め、運動を拡げることが出来た。さらに21年知事選挙、川勝知事辞任後の24年選挙への再出馬要請運動をした。推進する側からの知事への攻撃も加速、沖縄の山城さんの発言を聞いていても、玉城知事への国をはじめとしたさまざまな攻撃のひどさを感じたが、静岡も同様。自治を守る現場での闘いを感銘を持って聞いた。



山城博治さん（沖縄平和運動センター顧問）

自治法改悪は、憲法の緊急事態条項の先取りだ。その前に重要土地規制法がある。沖縄は全域が規制法で縛られる。自衛隊が優先的に利用できる特定利用空港・港湾は、国所管の那覇空港と石垣港の2施設は指定されたが、その他県所管の施設については知事が同意していない。自衛隊と米軍が一体で島々を移動しながら戦闘できるためには全施設を指定したいので、知事をだまらせるために自治法を改悪した。すでに共同訓練で島を戦車が走り回っている。指定されたら自衛隊と米軍がワンサカくる。



衆院選の争点は裏金一色となっているが、沖縄にとってはそれどころでない。43兆円の軍事費、武器爆買など表の金こそ争点にしてほしい。立憲民主党の野田さんは、尖閣を国有化した人。尖閣めぐる緊張は中国が作ったのでなく野田さんがつくった。自分で作っておいて、中国がけしからんでは、相手からすればたまったもんじゃない。選挙では戦争反対を国の命運をかけた課題として正面からかけよう。パレスティナの虐殺もなぜ黙ってみているのか。アメリカはイランとの戦争になればイスラエル支援で出ていこう。沖縄の基地ではそれに向けた戦闘機の配備の動きもある。与那国は対中戦の最前線にされている。町長は憲法記念日に東京の右翼集会に参加するような人。私は先日国会と県会の議員で与那国に視察にいった。島の人口1500人に自衛隊・家族4~500人で、基地化に反対してもかなわない状態。環境省が「重要湿原」に選定する樽舞湿原をつぶして大きな港湾をつくる。名目は住民避難だが軍港だ。町民は既存の祖納港の整備を長年望んできた。しかし国は予算を出さないで県の乏しい予算から少し出して整備してきたが、とても足りない。国が大規模軍港建設に金を出すので町は賛成した。樽舞も辺野古も利権がからんでいる。浅瀬の辺野古側海域埋め立てだけで10年かかったが土砂量全体の15%にすぎない。深い大浦湾には何年かかるか。埋め立てには一日延べ数千台のトラックが要るが1代五千元くらいらしい。難工事であるほど業者は儲かる。



「新しい戦前にさせない」連続シンポジウム 第13回シンポ 石破政権に抗して「国の安全保障」から「命の安全保障」へ —戦禍の世界のなかの平和憲法を考える—

世界は戦禍に苦しみ、石破政権は戦争準備の既成事実化を進めています。選挙で惨敗しても、これだけは野党もまきこんで強行しようとしています。その先には9条改憲があることはいうまでもありません。

一方、国会は与野党こえて「防衛力強化」翼賛の空気が強まっており、9条にもとづく非戦・非武装の政策を検証しあらためて打ち出す必要があります。

そこで、私たちは連続シンポの中で3回の特別企画を予定します。

今回を第一回とし、来春に第二回「武器移転など『死の商人国家』化」、第三回「非武装中立を求める運動のあり方」と、3回のシンポジウムを開催します。

日時 12月14日（土）13時30分～16時30分（13時開場）

於 文京区民センター・2A会議室

資料代 800円

内容 「日本の与野党の9条・安全保障論」

清水雅彦（日本体育大学教授）

「ドイツ・欧州から見た〈平和〉と〈安全〉」

木戸衛一（大阪大学大学院招聘教授）

「朝鮮半島の平和と韓国の軍事状況」

南基正（ソウル大学日本研究所所長）

報告者によるシンポジウム

コーディネーター 杉浦ひとみ（弁護士）